

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;"><u>20211109 保局第 2 号</u> <u>令和 3 年 1 1 月 1 5 日</u></p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦</p> <p style="text-align: center;">液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 2 8 年経済産業省令第 4 号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和 4 3 年通商産業省令第 2 3 号。以下「省令」という。）別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p>	<p style="text-align: center;"><u>20210716 保局第 3 号</u> <u>令和 3 年 7 月 2 7 日</u></p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦</p> <p style="text-align: center;">液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 2 8 年経済産業省令第 4 号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和 4 3 年通商産業省令第 2 3 号。以下「省令」という。）別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">液化石油ガス器具等の区分</th> <th style="width: 80%;">技術的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カートリッジガスこんろ</td> <td> 1～1 1（略） 1 2 硬質管以外の管であって適用ガス用容器と接合するもののうち、容器と調整器との間の管にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）ホースは、次に掲げる基準に適合するゴムであること。 </td> </tr> </tbody> </table>	液化石油ガス器具等の区分	技術的内容	カートリッジガスこんろ	1～1 1（略） 1 2 硬質管以外の管であって適用ガス用容器と接合するもののうち、容器と調整器との間の管にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）ホースは、次に掲げる基準に適合するゴムであること。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">液化石油ガス器具等の区分</th> <th style="width: 80%;">技術的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カートリッジガスこんろ</td> <td> 1～1 1（略） 1 2 硬質管以外の管であって適用ガス用容器と接合するもののうち、容器と調整器との間の管にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）ホースは、次に掲げる基準に適合するゴムであること。 </td> </tr> </tbody> </table>	液化石油ガス器具等の区分	技術的内容	カートリッジガスこんろ	1～1 1（略） 1 2 硬質管以外の管であって適用ガス用容器と接合するもののうち、容器と調整器との間の管にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）ホースは、次に掲げる基準に適合するゴムであること。
液化石油ガス器具等の区分	技術的内容								
カートリッジガスこんろ	1～1 1（略） 1 2 硬質管以外の管であって適用ガス用容器と接合するもののうち、容器と調整器との間の管にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）ホースは、次に掲げる基準に適合するゴムであること。								
液化石油ガス器具等の区分	技術的内容								
カートリッジガスこんろ	1～1 1（略） 1 2 硬質管以外の管であって適用ガス用容器と接合するもののうち、容器と調整器との間の管にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）ホースは、次に掲げる基準に適合するゴムであること。								

(略)

ハ 日本産業規格K 6 3 3 0—7 (2 0 1 1) ゴム及びプラスチックホース—第 7 部：静的条件下での耐オゾン性評価の 9. 4 D法に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を 4 5 p p h m以上 5 5 p p h m以下、試験温度を 3 8 度以上 4 2 度以下、試験時間を 9 6 時間、伸びを 2 0 パーセントとして試験を行ったとき、使用上支障のある亀裂等が生じないものであること。この場合、曲げ半径は次の表に掲げる最小曲げ半径とする。ただし、呼び径 1 5 以上のものについては、日本産業規格K 6 3 3 0—7 (2 0 1 1) ゴム及びプラスチックホース—第 7 部：静的条件下での耐オゾン性評価の 9. 3 C法に定める規格に適合する方法により行うこと。

単位mm

<u>呼び径</u>	<u>最小曲げ半径</u>	
<u>高圧ホース</u>	<u>5</u>	<u>9 0</u>
	<u>6</u>	<u>1 1 0</u>
	<u>9</u>	<u>1 4 0</u>
	<u>1 2</u>	<u>1 7 0</u>
	<u>1 5</u>	<u>2 1 0</u>
	<u>1 9</u>	<u>2 4 0</u>
	<u>2 5</u>	<u>3 5 0</u>

(略)

ハ 日本産業規格K 6 3 4 7—1 (2 0 0 3) 液化石油ガス用ゴムホース (L P Gホース) —第 1 部：自動車、一般設備及び一般家庭用の 8. 5 外面層の静的オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を 4 5 p p h m以上 5 5 p p h m以下、試験温度を 3 8 度以上 4 2 度以下、試験時間を 9 6 時間、伸びを 2 0 パーセントとして試験を行ったとき、使用上支障のある亀裂等が生じないものであること。

<u>低圧ホース</u>	<u>10</u>	<u>140</u>
	<u>14</u>	<u>180</u>
	<u>20</u>	<u>210</u>

なお、最小曲げ半径は、ホースの内側で測定する。

ニ 日本産業規格B8262（2019）LPガス用継手金具付高圧ホース及び低圧ホースの10、2、5高圧ホースの耐LPガス透過性試験に定める規格に適合する方法により試験温度を45度以上50度以下、試験時間を120時間、試験ガスをボタンとして試験を行ったとき、高圧ホースを1時間に透過する液化石油ガスの量が長さ1メートルにつき30ミリリットル以下であるものであること。

(2)～(7) (略)

13～32 (略)

半密閉式瞬間湯沸器

1～30 (略)

3.1 自動運転機能を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。

(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、使用者の操作が一定時間無かつた場合、自動的に停止する機能を有すること。

(3) 出湯温度の設定ができるものにあつては、出湯温度（設定温度）に対し+5℃以下であること。ただし、使用者が直接触れない出湯（暖房用の湯等）は除く。

半密閉式瞬間湯沸器

1～30 (略)

[新設]

ニ 日本産業規格K6347-1（2003）液化石油ガス用ゴムホース（LPGホース）—第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8.6.1高圧ホースのガス透過試験に定める規格に適合する方法により試験温度を45度以上50度以下、試験時間を120時間、試験ガスをボタンとして試験を行ったとき、高圧ホースを1時間に透過する液化石油ガスの量が長さ1メートルにつき30ミリリットル以下であるものであること。

(2)～(7) (略)

13～32 (略)

	<p><u>(4) 取扱説明書にシャワー使用時・入浴時などには、湯の温度を確かめてから使用する旨の記載があること。</u></p> <p><u>3.2 (略)</u></p>
半密閉式バーナー付ふろがま	<p>1～30 (略)</p> <p><u>3.1 自動運転機能を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。</u></p> <p><u>(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、使用者の操作が一定時間無かった場合、自動的に停止する機能を有すること。</u></p> <p><u>(3) 給湯のできるものであり、かつ出湯温度の設定ができるものにあつては、出湯温度(設定温度)に対し+5℃以下であること。ただし、使用者が直接触れない出湯(暖房用の湯等)は除く。</u></p> <p><u>(4) 浴槽の温度設定ができるものにあつては、設定温度に対し+5℃以下であること。</u></p> <p><u>(5) 取扱説明書にシャワー使用時・入浴時などには、湯の温度を確かめてから使用する旨の記載があること。</u></p> <p><u>3.2 (略)</u></p>
ふろがま	(略)
ふろバーナー	(略)
半密閉式ストーブ	<p>1～30 (略)</p> <p><u>3.1 自動運転機能を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつて</u></p>

	<p><u>3.1 (略)</u></p>
半密閉式バーナー付ふろがま	<p>1～30 (略)</p> <p>[新設]</p>
ふろがま	(略)
ふろバーナー	(略)
半密閉式ストーブ	<p>1～30 (略)</p> <p>[新設]</p>

	<p><u>は、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。</u></p> <p><u>(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにおいて</u> <u>は、使用者の操作が一定時間無かった場合、自動的に停止する</u> <u>機能を有すること。</u></p> <p><u>(3) 温風温度は、温風吹き出し口から1000mm（消費量が7</u> <u>kWを超えるものは1500mm）の温風温度が80℃以下で</u> <u>あること。</u></p> <p><u>3.2（略）</u></p> <p><u>3.3 取扱説明書に可燃物を近くに置かない旨の記載があること。</u></p>		<p><u>3.1（略）</u></p> <p>[新設]</p>
ガス栓	<p>1～8（略）</p> <p>8 出口側の取付部に硬質管以外の管を接続するもの（以下「ホースガス栓」という。）にあつては、入口側の取付部のねじは、技術的内容の欄<u>の</u>7（1）、（2）又は（3）に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>9～3.2（略）</p> <p>3.3 配管用フレキ管を接続するガス栓にあつては、次の表の接続する配管用フレキ管の呼び径の欄に掲げる呼び径ごとにそれぞれ同表の引張力の欄に掲げる引張力を加えた後、技術的内容の欄<u>の</u>2.1に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。</p>	ガス栓	<p>1～8（略）</p> <p>8 出口側の取付部に硬質管以外の管を接続するもの（以下「ホースガス栓」という。）にあつては、入口側の取付部のねじは、技術的内容の欄7（1）、（2）又は（3）に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>9～3.2（略）</p> <p>3.3 配管用フレキ管を接続するガス栓にあつては、次の表の接続する配管用フレキ管の呼び径の欄に掲げる呼び径ごとにそれぞれ同表の引張力の欄に掲げる引張力を加えた後、技術的内容の欄2.1に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。</p>
調整器	<p>1 本体、カバー及びばねは、次に掲げるいずれかの基準に適合する金属で製造されたものであること。</p> <p>(1) 日本産業規格B8238（<u>2020</u>）LPガス用圧力調整器の表8－耐食処理を必要としない金属材料又は表9－耐食処理が必要な金属材料に定める規格に適合する金属であること。</p> <p>(略)</p>	調整器	<p>1 本体、カバー及びばねは、次に掲げるいずれかの基準に適合する金属で製造されたものであること。</p> <p>(1) 日本産業規格B8238（<u>2012</u>）LPガス用圧力調整器の表8－耐食処理を必要としない金属材料又は表9－耐食処理が必要な金属材料に定める規格に適合する金属であること。</p> <p>(略)</p>

7 入口側取付部は、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 (略)
 (3) カップリング付容器用弁に接続する取付部にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
 イ 日本産業規格 B 8 2 4 5 (2 0 0 4) 液化石油ガス容器用弁の図 1 ガス充てん口の寸法の規格に適合するカップリング式の充てん口と容易に、かつ、確実に接続及び切離しができるもの(以下「カップリングソケット」という。)であること。
 (略)

7 入口側取付部は、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 (略)
 (3) カップリング付容器用弁に接続する取付部にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
 イ 日本産業規格 B 8 2 4 5 (2 0 0 4) 液化石油ガス容器用弁の図 1 ガス充てん口の寸法の規格に適合するカップリング式の充てん口と容易に、かつ、確実に接続及び切離しができるもの(以下「カップリングソケット」という。)であること。
 (略)

一般ガスこんろ

1 ~ 1 2 (略)
 1 3 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。
 (略)
 (4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本産業規格 S 2 1 4 9 (2 0 0 9) ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格
 (略)
3 3 自動運転機能を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第 2 条第 1 号に掲げる者が、業務の用に供するものにあつては (2) 、 (4) 、 (5) の適合は除く。
＝
(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。
(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、使用者の操作が一定時間無かつた場合、自動的に停止する

一般ガスこんろ

1 ~ 1 2 (略)
 1 3 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。
 (略)
 (4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本産業規格 S 2 1 4 9 (1 9 9 3) ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格
 (略)
 [新設]

	<p><u>機能を有すること。</u></p> <p><u>(3) 立ち消え安全装置もしくは、不点火を防止する機能を有すること。</u></p> <p><u>(4) 調理油過熱防止装置を有すること。</u></p> <p><u>(5) 煮こぼれが液化石油ガスの通る部分の外表面や電装品の端子部等にかからない構造であること。</u></p> <p><u>ただし、液化石油ガスの通る部分の外表面が日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属である場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 4 (略)</u></p> <p><u>3 5 (略)</u></p> <p><u>3 6 取扱説明書に使用中離れないこと・可燃物を近くに置かない旨の記載があること。</u></p>		<p><u>3 3 (略)</u></p> <p><u>3 4 (略)</u></p> <p>[新設]</p>
<p>開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器</p>	<p>1～3 4 (略)</p> <p><u>3 5 自動運転機能を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。</u></p> <p><u>(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、使用者の操作が一定時間無かつた場合、自動的に停止する機能を有すること。</u></p> <p><u>(3) 出湯温度の設定ができるものにあつては、出湯温度(設定温度)に対し+5℃以下であること。ただし、使用者が直接触れない出湯(暖房用の湯等)は除く。</u></p> <p><u>(4) 取扱説明書にシャワー使用時・入浴時などには、湯の温度を確かめてから使用する旨の記載があること。</u></p> <p><u>3 6 (略)</u></p>	<p>開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器</p>	<p>1～3 4 (略)</p> <p>[新設]</p> <p><u>3 5 (略)</u></p>

	<u>3 7</u> (略)
高圧ホース	(略)
密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま	<p>1～3 5 (略)</p> <p><u>3 6 自動運転機能を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。</u></p> <p><u>(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、使用者の操作が一定時間無かつた場合、自動的に停止する機能を有すること。</u></p> <p><u>(3) 給湯のできるものであり、かつ出湯温度の設定ができるものにあつては、出湯温度(設定温度)に対し+5℃以下であること。ただし、使用者が直接触れない出湯(暖房用の湯等)は除く。</u></p> <p><u>(4) 浴槽の温度設定ができるものにあつては、設定温度に対し+5℃以下であること。</u></p> <p><u>(5) 取扱説明書にシャワー使用時・入浴時などには、湯の温度を確かめてから使用する旨の記載があること。</u></p> <p><u>3 7</u> (略)</p>
開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ	<p>1～3 4の3 (略)</p> <p><u>3 4の4 自動運転機能を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。</u></p> <p><u>(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、使用者の操作が一定時間無かつた場合、自動的に停止する機能を有すること。</u></p>

	<u>3 6</u> (略)
高圧ホース	(略)
密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま	<p>1～3 5 (略)</p> <p>[新設]</p> <p><u>3 6</u> (略)</p>
開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ	<p>1～3 4の3 (略)</p> <p>[新設]</p>

	<p><u>(3) 温風温度は、温風吹き出し口から1000mm(消費量が7kWを超えるものは1500mm)の温風温度が80℃以下であること。</u></p> <p>35 (略)</p> <p>35の2 (略)</p> <p><u>35の3 取扱説明書に可燃物を近くに置かない旨の記載があること</u></p> <p>≡</p> <p>36～37 (略)</p>
ガス漏れ警報器	(略)
低圧ホース	(略)
対震遮断器	(略)

(備考)

(略)

[半密閉式瞬間湯沸器]

(略)

3.1について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.2について (略)

[半密閉式バーナー付ふろがま]

(略)

3.1について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定

	<p>35 (略)</p> <p>35の2 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>36～37 (略)</p>
ガス漏れ警報器	(略)
低圧ホース	(略)
対震遮断器	(略)

(備考)

(略)

[半密閉式瞬間湯沸器]

(略)

[新設]

3.1について (略)

[半密閉式バーナー付ふろがま]

(略)

[新設]

した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.2について（略）

（略）

[半密閉式ストーブ]

（略）

3.1について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.2について（略）

（略）

[一般ガスこんろ]

（略）

3.3について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.4について（略）

（略）

[開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器]

（略）

3.5について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.6について（略）

3.1について（略）

（略）

[半密閉式ストーブ]

（略）

[新設]

3.1について（略）

（略）

[一般ガスこんろ]

（略）

[新設]

3.3について（略）

（略）

[開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器]

（略）

[新設]

3.5について（略）

(略)

[密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま]

(略)

3.6 について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.7 について (略)

[開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ]

(略)

3.4の4 について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

(略)

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

なお、改正日から令和4年5月31日までは従前の例によることができる。

(略)

[密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま]

(略)

[新設]

3.6 について (略)

[開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ]

(略)

[新設]

(略)